

# 伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業 企画運營業務 仕様書

## 1 業務名称

伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運營業務

## 2 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

## 3 業務目的

東京八重洲にあったアンテナショップ「京都館」は、首都圏における京都情報の発信拠点であったが、平成30年3月に閉館した。

以後、切れ目なく京都情報の発信を継続・拡大するため、「京都館プロジェクト2020」を立ち上げ、京都館館長 小山薫堂氏（以下「小山館長」という。）の企画提案による YouTube や Web サイトを活用した京都の魅力発信や、大正大学が東京・巣鴨で運営する京都市公認アンテナショップ「すがものはなれ」において、京都の伝統産業品の販売を行うことなどにより、新たな京都ファンの獲得に取り組んできた。

今後は、これまでターゲットとしていた首都圏のみならず、国内の他地域、海外もPRの対象とし、国内外から大量の人流が見込まれる2025年の大阪・関西万博との連携も視野に入れながら、京都への投資を更に喚起していく必要がある。

そこで、京都の魅力の一つである伝統産業をはじめとする地場産業を広く発信するための新たな商品やサービスの開発を通じて、業界の振興と京都ファンの増加、さらにはふるさと納税の獲得等、本市の収入の拡大につなげる事業を実施する。

## 4 業務内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

### (1) 京都市ふるさと納税返礼品等の開発・制作

ア 若年層をターゲットとした魅力的な伝統産業品等の商品やサービスの開発・制作ができる事業スキームを企画、立案すること。事業スキームは、YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 Web サイトと連携した仕組みとするとともに、学生をはじめとした若年層のアイデアや小山館長の人脈等が活かせるものにする。

イ 制作した伝統産業品等の商品やサービスは、京都市ふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という。）への出品を前提とすること。また、従事する職人や事業者（以下「事業者等」という。）のPRに努めるとともに、事業者等への積極的・効果的な支援策を実施すること。なお、具体的な支援の実施に当たっては、事前に本市及び事業者等と十分な協議を行うこと。

ウ 本事業の委託料は、商品やサービスの制作に係る材料費、工賃、買取費用に

- 充ててはならない。(試作品など開発に係る部分を除く。)
- エ 事業者等との連絡調整は、受託者が行うこと。
  - オ 実績等に基づき、本事業の効果測定を行うこと。

## 5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

## 6 業務報告

委託業務完了後、速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に電子データで本市に提出すること。報告書については、以下の内容を含むこと。

- ・ 実施事業の概要
- ・ 実施結果、効果測定
- ・ 開発した伝統産業品等の商品やサービスの詳細（仕様、制作事業者、制作個数等）
  - ※ 各商品のサンプル（実物）を1つ添付すること。

## 7 留意点

### (1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗よく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

### (2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

### (3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

### (4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は、事業者等に帰属するもの以外は、全て本市に帰属するものとする。帰属先に疑義がある場合は、個別に本市と協議を行うこと。

### (5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

### (6) 会議又は打合せ場所の確保

当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、

京都市役所内で行う場合を除き、受託者が場所を確保すること。

(7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。